

平成24年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））＜耐震診断を含む耐震補強／専修学校関係＞（追加募集）に係る計画調書の提出要領

1. 補助対象工事等

- (1) 私立専修学校専門課程又は専修学校高等課程における耐震補強工事に必要な別表に掲げる経費であって、次の要件を備えているものとする。
 - ①新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された非木造建物（校舎、講堂、屋内運動場、生徒等の寄宿舎、食堂、課外活動施設及び学外研修施設（以下、教育施設等という。学校法人が法人部門として管理している建物を除く。))で、構造耐震指標（以下、 I_s 値という。）がおおむね0.7に満たないこと、若しくは保有水平耐力に係る指数（以下、 q 値という。）がおおむね1.0（又は $CtuSd$ 値がおおむね0.3）に満たないこと、又は I_s 値がおおむね1.0以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められるもの。木造建物においては、 I_w 値1.1未満のもの。
 - ②ただし、補強後の当該非木造建物に係る I_s 値がおおむね0.7を超え、かつ q 値がおおむね1.0（又は $CtuSd$ 値がおおむね0.3）を超え、又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。木造建物においては、 I_w 値1.1を超えること。
- (2) 耐震診断は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下、国土交通省告示という。）による。国土交通省告示に基づき建築物の各階の I_s 値又は q 値を計算するに当たり、地域係数「Z」は、次のいずれかの数値とすることができる。ただし、各計算には同一の数値を用いること。
 - (i) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値
 - (ii) 設置者の方針により採用する(i)を超える数値
- (3) 補助対象事業経費の下限額（1学校あたり（複数課程を有する場合は課程ごと））は専修学校専門課程においては1,000万円以上、専修学校高等課程においては400万円以上とする。なお、各学校の共用等による按分、補助対象外経費の除外等によって、1学校あたり（複数課程を有する場合は課程ごと）の補助対象事業経費が下限額を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。
- (4) 補助対象実施設計費は補助対象工事費の1%を限度とする。

2. 補助対象外経費

- ①別表に掲げる以外の工事に要する経費
- ②完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ③他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ④増改築、増床工事に係る経費
- ⑤耐震診断のみを行う事業に係る経費

3. 補助率

- (1) 専修学校高等課程
 - ① I_s 値0.3未満、若しくは q 値0.5未満（又は $CtuSd$ 値が0.15未満）、 I_w 値0.7未満
… 耐震補強工事（実施設計費を含む）及び耐震診断に要する経費の合計の1/2以内
 - ②上記以外
… 耐震補強工事（実施設計費を含む）及び耐震診断に要する経費の合計の1/3以内

(2) 専修学校専門課程

- ① I_s 値 0.7 未満, 若しくは q 値 1.0 未満 (又は $CtuSd$ 値がおおむね 0.3 未満),
 I_w 値 1.1 未満
… 耐震補強工事 (実施設計費を含む) 及び耐震診断に要する経費の
合計の $1/2$ 以内

4. 複数の課程等を有する建物について

同一の建物の中に専門課程と高等課程, 一般課程等 (学校以外の施設を含む) を有する場合, 各課程ごとの面積 (※) で工事費を按分すること。又, 按分を行った場合は, その計算過程を資料として添付すること。

(※) 各課程等の専有する又は主として使用する部分の面積を当該課程の専有面積とし, その他の部分については, 原則として各課程の専有面積に応じて比例按分したものの合計。

5. 提出書類

- (1) 平成 24 年度私立学校施設整備費補助金 (私立学校教育研究装置等施設整備費 (私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費)) <耐震診断を含む耐震補強/専修学校関係> 計画調書 (様式 1-1)
- (2) 耐震診断経費・実施設計費・各工事費の内訳 (様式 1-2)
- (3) 経費按分にかかる資料 (必要に応じて提出)
- (4) 採択理由書 (様式 1-3)
- (5) 耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見 (様式 1-4)
- (6) 耐震補強工事見積書 (様式自由)
- (7) 工事予定施設の計画図面 (配置図、立面図及び平面図) (様式自由)
- (8) 耐震診断書 (様式自由)
- (9) 耐震補強設計書 (様式自由)
- (10) 平成 24 年度資金収支予算書, 平成 21 年度から平成 23 年度における資金収支決算書 (様式 1-5), 貸借対照表及び監事監査報告書の写し

※A4版で作成し, 書類はすべてファイリングし, 各資料別にインデックスを付すこと。
また, 表紙には, 補助金名, 都道府県名, 学校法人名, 学校名を記入すること。

6. 提出資料の記入の注意事項

■平成24年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））＜耐震診断を含む耐震補強／専修学校関係＞計画調書〔様式1-1〕■

黄色で塗りつぶしたセルは、様式1-2を入力することにより、自動反映されるため、入力しないこと。

■耐震補強工事見積書及び採択理由書〔様式1-3〕■

- ① 原則として3社以上の業者の見積書の写し（理事長が原本証明をすること）及び採択理由書を提出すること。
- ② 採択した見積書には、用紙の右上に「採択」と朱書きし、不採択の業者については「不採択」と黒字で記入すること。

■耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見〔様式1-4〕■

- ① 「既存建物の耐震性能の評価」欄には、地震等の災害が起こった場合の当該建物の危険性について、耐震診断の結果に基づき、実際の数値を示す等して、具体的かつ簡潔に記入すること。
- ② 「補強設計と耐震性能の評価」欄には、耐震診断の結果に基づき行われる補強工事の内容、補強工事を行うことにより耐震性能がどのように向上するかについて、実際の数値を示す等して、具体的かつ簡潔に記入すること。
- ③ 「改修前Is値等（最小値）」欄及び「改修後Is値等（最小値）」は、様式1-1のIs値等と一致させること。また、複数の棟をまとめて申請する場合は、最小となる棟のIs値を記入するとともに、他の棟については、本文中に補助を希望する棟ごとのIs値（最小値）を記載すること。なお、補助率が異なる場合は、棟ごとに申請をわけることが望ましい。

■耐震診断書及び耐震補強設計書■

耐震診断結果等について、概要等必要となる部分のみを抜粋するとともに、該当部分をマーカー等で線を引く等強調すること。耐震診断書及び耐震補強設計書が一体となっている場合は、1本で構わない。

■計画図面（配置図、立面図及び平面図）■

提出する計画図面は以下のとおりとし、工事予定範囲がわかる簡単な図面とする。また、必要な図面の数は精選するとともに、画面印刷等、資料が大部とならないよう工夫すること。

- ① 配置図：工事予定建物をマーカー等により明示すること
- ② 平面図：工事予定階の平面図のみ提出し、工事予定範囲をマーカー等により明示し、用途がわかるように室名等を付すこと。なお、間仕切壁の位置の変更を伴う場合は、現状及び工事後の図面を提出すること。
- ③ 立面図：外壁等の外部工事を予定している場合のみ提出することとし、当該範囲をマーカー等により明示すること。

■平成24年度資金収支予算書、平成21年度から平成23年度における資金収支決算書（様式1-5）、貸借対照表及び監事監査報告書の写し■

- ① 提出期限までに理事会等で決定していない場合は、その時点での案で作成すること。（決定次第、正式なものを早急に提出すること。）
- ② 様式1-5の件名は、「平成24年度資金収支予算書」、「平成23年度資金収支決算書」等、適宜変更すること。
- ③ 資金収支決算書、貸借対照表及び監事監査報告書の写しは過去3年度分（平成21年度から平成23年度分）を提出すること。

耐震診断を含む耐震補強の補助対象範囲

経費区分	内 容	
耐震診断経費	<p>本事業の対象となる建物に係る耐震診断及び補強計画策定に要する経費を対象とする。 (前々年度支出分まで対象とする。)</p> <p>実施設計経費と同一契約のため経費区分が困難である場合は、補助対象工事費(耐震診断経費及び実施設計費を除く。)の1%を実施設計経費として整理する。</p>	
工事費	工事区分	対象工事の範囲
	耐震補強壁等の設置	耐震補強壁、柱、梁等の構造体の設置・補強等を実施する場合は対象とする。
	窓枠の取り替え等	① 耐震補強壁等設置部分 ② 連窓窓枠の場合で、一部分が耐震補強壁等に係る場合もすべて対象とする。 ③ 補強建物等の窓ガラスを強化ガラス等に変更する場合は対象とする。また、強化ガラスに変更することにより必要となる窓枠の変更も対象とする。
	外装	① 一側面に耐震補強壁等が一箇所以上設置されれば、当該側面はすべて対象とする。 ② 耐震補強壁等は設置されないが、亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等に関連して塗装が必要となる同一側面は対象とする。
	内装	① 耐震補強壁等が一箇所でも設置されれば、同一空間の床・壁・天井及び内装は対象とする。 ② 廊下部分に耐震補強壁等を設置する場合は、その建物の廊下全面を同一空間として対象とする。 ③ 耐震補強壁装置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等は対象とする。
	照明器具の増設等	補強により、天井材の改修を行う場合に必要となる照明器具の改修を対象とする。
	建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置	① 耐震補強壁等設置部分で、他の位置への復旧は対象とする。 ② 耐震補強壁等接地面ではないが、床・壁・天井を撤去することに伴い、ロッカー等必然的に撤去、復旧する場合は対象とする。(他の位置への復旧を含む) ③ 耐震補強壁等設置に伴い、部屋の配置替を実施する場合の新旧の撤去復旧費及び他の用途への改造費を含む。
	防水工事の軽量化等	① 既存の防水層を撤去し露出防水として軽量化を図る等の場合は対象とする。 ② 軽量化を図るための屋上フェンス、塔屋、庇等の撤去は対象とする。
	天窓等の設置	屋上部分の軽量化のためや、照度上の効果等のために天窓等を設置する場合は対象とする。
	高架水槽の移設等	耐震性高架水槽への交換は対象とする。
	防火扉等の設置	① 建築基準法、消防法等の法令の規定により、今回補強工事を行うことに伴い補強建物の内部の設置を義務づけられているものについては対象とする。 ② 防火扉等に関する制御装置は対象とする。
	設備関係の改造	① 補強工事に関連して必要となる設備関係の改造については、原則として同一空間内を対象とする。なお、キュービクル等、関連して補強建物以外の設備関係工事を要する場合は対象とする。 ② 空調設備については、耐震補強壁等設置室を対象とする。
	仮設建物工事(リース料)	補強工事を実施する建物面積を限度に対象とする。
	補強建物等に隣接する倉庫等の撤去・復旧	補強工事施工上、撤去せざるを得ない場合については対象とする。
その他	特に必要と認められる工事は対象とする。	

政治資金規正法（抄）

（昭和23年法律第194号）

（寄附の質的制限）

第22条の3

国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～4（略）

5 何人も第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

6 何人も第一項又は第二項（これらの規定を第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。